

政務活動費の使途基準

令和5年12月時点

春日市議会

目 次

1 政務活動費の使途基準について

2 政務活動費に関する基本的考え方

(1) 政務活動費の目的

(2) 政務活動費による活動の性格

(3) 実費弁償の原則

(4) 政務活動費を充当することができない経費

(5) 政務活動費の充当の可否を判断する際の視点

(6) 政務活動とそれ以外の活動が併存する場合の考え方

(7) 印刷物について

(8) 代金の支払い方法について

(9) 按分の考え方について

3 政務活動費の使途基準

(1) 調査研究費

(2) 研修費

(3) 広報費

(4) 広聴費

(5) 要請・陳情活動費

(6) 会議費

(7) 資料作成費

(8) 資料購入費

(9) 人件費

(10) 事務所費

(11) 事務費

1 政務活動費の使途基準について

- ・ 本市における「政務活動費を充てることができる経費の範囲」については、春日市議会政務活動費の交付に関する条例第5条に定められているとおりとなりますが、同条例には、具体的な充当事例が明示されていません。そこで、本使途基準は、平成27年9月から平成28年3月にかけての議会運営委員会での議論を踏まえて、政務活動費に関して、「充当できる経費」と「充当できない経費」の具体的な事例を列記し、本市議会の議員又は会派が政務活動費を充当する際の判断基準として活用するために作成したものです。なお、本使途基準については、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。
- ・ 本使途基準中の「充当できる経費」に列記されていなければ、政務活動費を一切充当できないというわけではありません。「議員又は会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請・陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（※政務活動）」であれば、充当は可能です。
- ・ 本使途基準（平成28年3月1日 議会運営委員会決定）に関して、解釈上の疑義が生じた場合または内容を改定すべき事項が生じた場合等については、議会運営委員会で協議を行うこととします。
- ・ 本使途基準は、平成28年4月1日から施行します。
- ・ 改訂後の本使途基準（平成29年11月2日 議会運営委員会決定）は、平成30年4月1日から施行します。
- ・ 改訂後の本使途基準（令和2年5月11日 議会運営委員会決定）は、令和2年4月1日から施行します。
- ・ 改訂後の本使途基準（令和3年4月16日 議会運営委員会決定）は、令和3年4月1日から施行します。
- ・ 改訂後の本使途基準（令和3年8月3日 議会運営委員会決定）は、令和3年4月1日から施行します。
- ・ 改訂後の本使途基準（令和4年6月22日 議会運営委員会決定）は、令和4年4月1日から施行します。

- 改訂後の本使途基準（令和 5 年 11 月 1 日 議会運営委員会決定）は、令和 5 年 12 月 1 日から施行します。

2 政務活動費に関する基本的考え方

(1) 政務活動費の目的

政務活動費制度は、議会の審議能力を強化するため、議員の調査研究活動基盤の充実を図る観点から、その費用を助成するものです。政務活動費を使用した議員活動で入手した情報等により、本会議や常任委員会等の議会審議を活性化させることが、政務活動費の目的です。

(2) 政務活動費による活動の性格

政務活動費による議員（又は会派）の活動は、本会議や委員会のような正規の議会活動とは別個のものであり、公務ではありません。したがって、政務活動中に事故が発生した場合は、公務災害の対象にはなりません。

(3) 実費弁償の原則

政務活動費をどのように使用するかは、議員又は会派の自主性及び自律性を尊重し、当該議員又は会派の裁量に委ねられています。しかし、無制約の支出が認められているわけではありません。

政務活動に要する費用については、社会通念上妥当な範囲での実費弁償を原則とします。

(4) 政務活動費を充当することができない経費

政務活動費は、「政党活動」「選挙活動」「後援会活動」「私人としてのプライベートな活動」のための経費に対しては、充当することはできません。

(5) 政務活動費の充当の可否を判断する際の視点

政務活動費の充当の可否を判断するに当たっては、特に、「その政務活動が市政と関連性を有するかどうか」「その政務活動と政務活動に要した経費とに相当性があるかどうか」といった点に着目し判断します。

(6) 政務活動とそれ以外の活動が併存する場合の考え方

議員（又は会派）の実際の活動は多面的であり、政務活動とそれ以外の活動（議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動等）とが併存する場合があります。その場合は、政務活動とそれ以外の活動を合理的に区分できる場合は区分し、合理的な区分が困難な場合は、議員（又は会派）それぞれの活動の実態に応じた適切な按分率を議員（又は会派）の判断により適用し充当できる経費を決定することを基本とします。

(7) 印刷物について

印刷物を作成した場合、内容確認のため、収支報告書に現品 1 部を添付します。

(8) 代金の支払い方法について

クレジットカード決済または電子マネー決済の支払いは認めます。

発生するポイント相当額は支払い総額から控除し、政務活動費に充当しません。

ポイントが発生した場合は、ポイント数が明らかとなる資料を極力添付します。

(9) 按分の考え方について

端数进行处理するに当たり、充当額が最も安価な計算式を用います。

3 政務活動費の使途基準

議員又は会派は、次に定める使途基準を参考に政務活動費を使用するものとします。

調査研究費

市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に必要な経費

充当できる経費	充当できない経費
・ 先進地視察等調査研究に要する宿泊料、鉄道賃、航空賃、バス代、船賃、視察先への手土産代等 (※宿泊料は実費とし、旅費の算定方法は、市職員の例によることを原則とする。ただし、市職員の例とすることが困難な場合は、最も経済的かつ合理的で、社会通念上妥当な範囲とする。) ・ 調査研究に要するタクシー代、レンタカーやバス等の借上料、駐車料金、高速道路料金等(※公共交通機関の利用が困難な場合に限る。) ・ 調査研究のため、国、県、他市町村、民間団体等からの情報収集に要する経費 ・ 民間調査機関、学識経験者等への調査委託費や謝礼 ・ 調査報告書の作成に要する経費 ・ 市政等に関するアンケート調査に要する経費	・ 視察先での懇親会費 ・ 私的な旅行、観光等に要する経費 ・ 見学する目的や市政との関係が説明しにくい美術館、博物館等の施設入館料 ・ 日当（昼食代含む）、夕食代

※上記の充当できる経費・充当できない経費は、あくまで一例です。

研修費

研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会への参加に要する経費

充当できる経費	充当できない経費
・ 国、県、民間団体等が開催する研修会、講演会、セミナー、フォーラム、シンポジウム等への参加に要する旅費、参加費、出席負担金等 (※宿泊料は実費とし、旅費の算定方法は、市職員の例によることを原則とする。ただし、市職員の例とすることが困難な場合は、最も経済的かつ合理的で、社会通念上妥当な範囲とする。) ・ 研修会等の参加に要するタクシー代、駐車料金、高速道路料金等 (※公共交通機関の利用が困難な場合に限る。) ・ 議員 (会派) が、研修会、セミナー、講演会等を開催するのに要する経費 (会場借上料、講師への謝金、送迎タクシー代等) ・ U S B 等を用いた研修資料動画の購入に要する経費	・ 政党主催の研修会の参加に要する経費 ・ 党大会の出席に要する経費 ・ 政治資金パーティーの出席に要する経費 ・ 飲食、会食を主目的とする研修会への出席に要する経費 ・ 私的な趣味、福利厚生を目的とする研修会、親睦会等への参加に要する経費 ・ 日当 (昼食代含む)、夕食代

※上記の充当できる経費・充当できない経費は、あくまで一例です。

広報費

市政及び議員(会派)の活動について市民に報告するために要する経費

充当できる経費	充当できない経費
・ 市政報告会の開催に要する会議室使用料金等 ・ 街頭で市民に対して行う、市議会での活動状況報告に要する経費	・ 議会活動の報告等を行う広報紙の印刷代、郵送代、ポスティング代等 ・ 広報紙の作成に係る外部委託費 ・ 政党、後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷代及び発送に要する経費 ・ 後援会主催の市政報告会等の開催に要する経費 ・ 後援会が作成、公開しているホームページに係る経費 ・ 年賀状、挨拶状等の購入費、印刷代 ・ 選挙ビラ作成に要する経費 ・ ホームページの作成や更新に係る外部委託費

※上記の充当できる経費・充当できない経費は、あくまで一例です。

広聴費

市政及び議員(会派)の活動に対する市民からの要望及び意見の聴取に要する経費並びに市民相談等の活動に要する経費

充当できる経費	充当できない経費
・ 市民相談会（市政の政策課題に関するもののほか、広く市政全般について市民との意見交換を行うための会議等）の開催及び開催告知に要する経費（会場借上料、機材借上料、資料作成費、茶菓子代、コーヒー代等） ・ 会議形式ではない個別の市民相談に要する経費（茶菓子代、コーヒー代等） ・ 住民アンケート等の印刷費	・ 政務活動とは認められない私的な相談活動に要する経費 ・ 政党、後援会が行う会議、住民意識調査等の経費 ・ お弁当代

※上記の充当できる経費・充当できない経費は、あくまで一例です。

要請・陳情活動費

要請及び陳情活動を行うために必要な経費

充当できる経費	充当できない経費
・ 市政の課題解決や予算獲得のために行う、行政機関、国会議員、関係団体等に対する要請陳情活動に要する経費（旅費、資料作成費等）	・ 政党としての要請陳情活動に要する経費 ・ 後援会としての要請陳情活動に要する経費 ・ 私的な陳情に係る経費

※上記の充当できる経費・充当できない経費は、あくまで一例です。

会議費

各種会議を開催するために必要な経費及び団体等が開催する意見交換会その他の会議への参加に要する経費

充当できる経費	充当できない経費
・ 会派（議員）が行う勉強会、政策立案のための会議等に要する経費	・ 総会、祝賀会、式典等の出席に要する経費 ・ 飲食、会食を主目的とする各種会合の会費 ・ 会議を開催する場所として不適切な場所（クラブやバー等）での会議に係る経費 ・ 政党活動や後援会活動としての会議に係る経費 ・ 政治資金パーティーの出席に要する経費 ・ 他の議員の後援会が主催する会合に出席する会費 ・ 政党の大会参加費、政党の国政報告会への参加費 ・ 各種団体への寄付、カンパ、祝金、餞別、寸志等 ・ 個人の立場で加入している団体の会費等 ・ 私的な趣味、福利厚生を目的とする研修会、親睦会等への参加に要する経費

※上記の充当できる経費・充当できない経費は、あくまで一例です。

資料作成費

議員(会派)としての活動に必要な資料の作成に要する経費

充当できる経費	充当できない経費
・ 議会審議に必要な資料作成費、コピー代等 ・ 一般質問や討論等の原稿作成に要する経費 ・ 一般質問の際のパネル作成に係る経費 ・ 意見書、決議、議員提案政策条例等の立案に要する経費 ・ 市政の課題等に関する参考資料の作成に要する経費	・ 政党活動、選挙活動又は後援会活動に限定された資料の作成費

※上記の充当できる経費・充当できない経費は、あくまで一例です。

資料購入費

議員(会派)としての活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

充当できる経費	充当できない経費
・ 議会審議に必要な資料の購入費、有料データベース利用料、書籍の購入費（※書籍等を購入した場合は、領収書にその名称を明記すること。） ・ 法令集の追録代 ・ 新聞（一般紙等）の購読料 ・ 政治経済等に関する雑誌、業界専門誌の購読料 ・ 電子書籍や新聞電子版の購読料	・ 私的な趣味や福利厚生を目的とした書籍等の購入費 ・ 娯楽性が高い新聞や雑誌（スポーツ新聞や週刊誌等）の購入費 ・ 自らが所属する政党の新聞、機関紙等の購入費 ・ 政党名が記載された販売店からの書籍等の購入費

※上記の充当できる経費・充当できない経費は、あくまで一例です。

人件費

議員(会派)としての活動を補助する者を雇用する経費

充当できる経費	充当できない経費
・ 政務活動について、関係者との連絡調整、資料の収集・整理・保管等の補助を行う常勤の事務職員に係る給料、手当、社会保険料等	・ 政党活動、選挙活動又は後援会活動に従事する場合の経費

事務所費

議員(会派)としての活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

充当できる経費	充当できない経費
・ 政務活動の事務を行うための拠点となる事務所を設置する場合の事務所の賃借料、電気代、ガス代、水道代等 ・ 事務所に付設する駐車場の賃借料	・ 政党活動、選挙活動又は後援会活動に使用される事務所の設置及び維持管理に要する経費

※上記の充当できる経費・充当できない経費は、あくまで一例です。

事務費

その他議員(会派)としての活動に係る事務の遂行に要する経費

充当できる経費	充当できない経費
・ 事務用品等の購入（印刷用紙、インク代、ファイル用品等） ・ 政務活動に要する郵送料、宅配便代 ・ はがき代、切手購入費 ・ 振込手数料 ・ 事務機器等の購入（パソコン、タブレット、プリンター、キーボード、マウス、スタイラスペン、保護カバー、保護フィルム）の1／2を充当の上限とする。但し、端末については4年間で議員1人当たり1台限り（充当の上限75,000円）とする。 ・ officeソフト、クラウドストレージ等会議に使用するソフト代の1／2を充当の上限とする。	・ 固定電話料金、携帯電話料金、インターネット通信料等 ・ 自家用車を使用した場合のガソリン代、駐車料金、高速道路料金等 ・ ファックスなど備品の購入費用やリース料 ・ 政務活動に直接必要としない日常生活用品代（ティッシュペーパー、洗剤、清掃用具等） ・ レタックス代、電報料 ・ 名刺代 ・ （調査研究活動に使用している）自動車の維持管理に係る経費

※上記の充当できる経費・充当できない経費は、あくまで一例です。

政務活動費の使途基準

施行 平成28年4月1日
(平成29年11月改訂)
(令和2年5月改訂)
(令和2年8月改訂)
(令和3年4月改訂)
(令和4年4月改訂)
(令和5年12月改訂)

作成 春日市議会事務局

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5

TEL 092-584-1113

FAX 092-584-1146

mail gikai@city.kasuga.fukuoka.jp